

# 草加市下水道条例の一部を改正する条例（素案） の概要

## 1 条例改正の目的

草加市下水道条例は昭和58年の施行から36年以上が経過しており、条例の制定当初は、下水道の新規布設による普及率向上を主眼としていましたが、下水道の普及率が向上し、本市の公共下水道事業は下水道施設の維持管理を主体とする事業へと大きく変化しています。

このような変化に対応するため、維持管理に関わる規定を条例に盛り込むことにより、下水道事業の円滑な運営、市民サービスの向上を図るものです。

## 2 一部改正の内容

### (1) 公共下水道への排除を禁止するものについての規定の追加

公共下水道を損傷したり、公共下水道の機能を阻害する次に掲げるものについては、公共下水道に流すことを禁止します。

#### 【公共下水道への排除を禁止するもの】

- ・土砂
- ・コンクリート、モルタル、地盤改良材など管渠内で固結するもの
- ・油脂類
- ・消防法に規定する危険物であって、消防法別表第1の第4類に分類される引火性液体（※）
- ・その他公共下水道を損傷し、又は公共下水道の機能を阻害すると市長が認めるもの

※ 消防法別表第1第4類引火性液体

第4類	引火性液体	1 特殊引火物
		2 第1石油類
		3 アルコール類
		4 第2石油類
		5 第3石油類
		6 第4石油類
		7 動植物油類

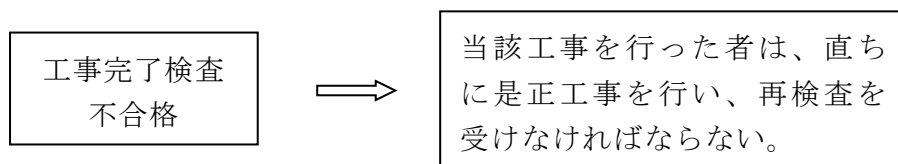
## (2) 排水管の内径に関する規定の見直し

排水設備の新設、増設又は改築を行おうとする場合の宅内排水管及び排水渠<sup>きよ</sup>について、経路を分けて排水する場合は経路ごとの排水人口を基に排水管の内径及び排水渠<sup>きよ</sup>の断面積を定めることとします。また、排水管の内径及び排水渠<sup>きよ</sup>の断面積は固着させる取付管の内径又は断面積を超えてはならないと定めます。

改正前	改正後
排水管で3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができ。	排水管の内径及び排水渠 <sup>きよ</sup> の断面積は、固着させる取付管の内径又は断面積を超えてはならない。

## (3) 宅内排水設備等の工事の完了検査が不合格となった場合等の手続の明確化

排水設備の新設、増設又は改築を行った者に対する排水設備等工事完了検査において、不合格となった場合の手続を次のとおり定めます。



## (4) 登録・指定の取消し及び停止の手続の委任

指定排水設備工事店の責任技術者の登録及び指定排水設備工事店の指定の取消し及び停止に係る手続は、要綱等で定めることを明記します。

## 3 施行期日

令和2年7月1日施行予定

ご意見の	受付期間	令和元年10月8日(火)～令和元年11月8日(金)
	提出方法	郵送、ファクス、直接持参、 電子メール(下記Eメールアドレスまで) ※ 意見提出書のデータは草加市ホームページ(「告示・情報公開」→「パブリックコメント」)に掲載しています。
お問合せ先	上下水道部 下水道課 排水設備係 TEL 048-922-2314 FAX 048-922-3244 Eメール gesuido@city.soka.saitama.jp	